

船橋市放課後子供教室推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、放課後等に小学校の施設を活用して、子供たちの安心安全な活動場所を確保し、地域の方々の参画を得ることにより、子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「放課後子供教室」とは、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）（平成27年3月31日生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定）の規定により実施する活動をいう。

(対象児童)

第3条 放課後子供教室（以下「船っ子教室」という。）の対象児童は、次に掲げる者とする。

- (1) 実施校に在籍する児童
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める児童

(実施場所)

第4条 船っ子教室は、市立小学校で行う。

(実施時間)

第5条 船っ子教室の実施時間は、放課後から午後5時までとする。ただし、次に掲げる日については午前9時から午後5時までとする。

- (1) 県民の日を定める条例（昭和59年千葉県条例第3号）に規定する日
- (2) 学年始め休業日 4月1日から4月6日まで
- (3) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (4) 冬季休業日 12月24日から翌年1月5日まで
- (5) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、船っ子教室の実施時間を変更することができる。

(休業日)

第6条 船っ子教室の休業日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

（参加登録）

第7条 児童が船っ子教室の参加を希望する場合、その保護者は事業の趣旨及び内容を理解の上、船橋市放課後子供教室（船っ子教室）登録申込書（第1号様式）を教育長に提出し、登録を受けるものとする。

2 前項に規定する登録の有効期間は、小学校在籍期間とする。

（登録事項の変更）

第8条 児童の保護者は、前条第1項の規定に基づく登録内容に変更が生じたときは、速やかに船橋市放課後子供教室（船っ子教室）登録事項変更届（第2号様式）を教育長に提出しなくてはならない。

（保険の加入）

第9条 船っ子教室に登録する児童は、市の指定する傷害保険に加入するものとし、その費用は市が負担する。

（運営委員会）

第10条 船っ子教室の円滑な運営を図るため、船っ子教室ごとに放課後子供教室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第11条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 月間スケジュール及びプログラムの作成
- (2) 事故対応等安全管理に関すること。
- (3) 放課後子供教室だよりの発行に関すること。
- (4) ボランティア等の人材確保に関すること。
- (5) 事業の振り返りに関すること。
- (6) その他船っ子教室の運営に関し必要な事項

（委員）

第12条 運営委員会の委員の定数は、10人以内とする。

2 運営委員会は、おおむね次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学校関係者

- (2) 放課後ルーム関係者
 - (3) コーディネーター
 - (4) その他教育委員会が必要と認めた者
- (任期)

第13条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
- (委員長及び副委員長)

第14条 委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 運営委員会は、委員長が招集し、議長となり、議事を整理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って決める。

(ボランティア登録)

第17条 ボランティアが船っ子教室の活動に参加を希望する場合は、船橋市放課後子供教室（船っ子教室）ボランティア登録申込書（第3号様式）を教育長に提出し、登録を受けるものとする。

(謝金)

第18条 船っ子教室の活動に参加したボランティアには、予算の範囲内において、次の表に掲げる謝金を支払うことができる。

参加体系	報償額
半日（4時間以内の場合）	500円
1日（4時間を超え、8時間以内の場合）	1,000円

(庶務)

第19条 船っ子教室の庶務は、青少年課において処理する。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年3月31日までの放課後子供教室の参加に係る様式については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年1月14日までの放課後子供教室の参加に係る様式については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整により使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整により使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整により使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。